

議長 おはようございます。(午前9時30分)

本日をもって召集されました、平成23年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。

3番 菅原文子君、4番 本間秀正君。以上ご両名を指名いたします。

日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月16日から6月17日までの2日間といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は6月16日から6月17日までの2日間と決定いたしました。

日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 会務報告につきましては、只今局長朗読のとおりでございますので報告済といたします。

日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

1番 熊木恵子君。

熊木議員 町長に2問の質問をさせていただきます。1番目は防災・災害計画の見直しについてです。3月11日、東北地方を襲った大地震、大津波による東日本大震災は今なお大きな傷跡を残しています。この間、本町としても被災地への救援支援活動が行われていることに深く共感するものです。災害は、いついかなる時に発生するかわかりません。日常普段からの備えが、いかに大切かを今回の災害が示し、大きな教訓を生み出しています。本町では、2年毎に大掛かりな防災訓練も実施していますが、今回の東日本大震災の教訓を受け、町民への啓蒙活動などを緊急に検討すべきではないでしょうか。

私は、災害に強いまちづくりを推進する上でDIG(災害図上訓練)によるまちづくりを今年3月の定例会に提案したところですが、今こそ実施することが必要ではないでしょうか。日常普段から、災害が起きた

ら一人ひとりが何をすれば良いのか、どこへどのように避難すれば良いのかなどを集団で学び合い、訓練する必要があります。町を挙げての取り組みを実施することを再度提案します。

また、本町の救急・防災ガイドマップやしおりなどを新たに発行し、町民がいつでも身近に目に触れることができるようにすることが必要です。近隣の自治体ではわかりやすいイラストで、地震時や洪水などの災害時の避難、準備などが具体的に書かれた冊子を各家庭に配布しています。是非これを参考にし、作成していただきたいと思います。

更に、南幌町内に緊急避難場所の案内板の設置が必要です。また、避難場所の再点検と、高齢者や障がい者など災害弱者に対応した福祉避難場所を検討し、シャワー設備や車いす用のトイレの増設など万が一の事態に備えて早急に整備することが必要です。

以上、具体的に計画を見直し、一歩進んだ災害・防災計画を策定することについて町長の見解を伺います。

議 町
長 町

町長。

熊木議員の防災・災害計画の見直しについてのご質問にお答えをいたします。初めにDIG（災害図上訓練）の取り組みを実施することの再提案についてお答えをいたします。災害図上訓練は、地域の災害への対応力や、防災意識を高めるための取り組みとして、有効な手法と認識しております。一般の住民を対象とする訓練は、各地域において住民が参加した中で、継続して実施されることが望ましく、本年は、各行政区長、町内会長で組織する区長会において、災害図上訓練の実施を予定しております。今後は、ご理解を頂いた上で各行政区、町内会の活動として継続的に取り組んでいただけるよう進めて参ります。

2点目の救急・防災ガイドマップやしおりなどの作成についてのご要望についてお答えをいたします。現在、町では、災害時の避難場所や避難に係る注意点を記載した洪水ハザードマップを平成17年に作成し、保存版として全戸に配布しており、また平成22年には地震を想定した南幌町耐震改修促進計画を策定しております。今後、ハザードマップの見直しも想定していることから、新たに作成する際には、よりわかりやすいものにして参りたいと考えております。

3点目の緊急避難場所の案内板の設置の要望についてお答えをいたします。避難所及び一時避難場所には平成18年より標識を既に設置しておりますが、併用して、より認識のしやすい表示についても検討して参ります。避難場所を周知するための全町的な案内図や、避難場所の方向を示す標識につきましては、本町が指定する避難場所が学校や公園などの公共施設であることから、町民の方には日常的に場所を認識することができるものと考えており、現段階において設置することは予定しておりません。

4点目の避難場所の再点検と、災害弱者に対応した福祉避難場所を検討し、シャワー設備や車いす用のトイレを早急に整備することについての要望にお答えをいたします。避難場所の施設の状況につきましては確

認を行い、福祉避難場所として対応可能な施設の整備についても、構造的な問題、経費的な問題などを含め総合的に検討して参りたいと考えております。

5点目の具体的に計画を見直し、一步進んだ災害・防災計画を策定することについて見解を、とのご質問にお答えをいたします。今回の震災を踏まえ、国においても見直しに向けた検討に着手していることから、国や北海道の見直し内容を踏まえ、本町の地域防災計画を見直すと共に、防災対策組織の機能強化に取り組み、具体的な対応策を検討して参ります。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

只今、町長に答弁頂きましたDIGについては、区長会、町内会などで実施するという事で、大変喜ばしいと思います。私も本屋さんとかに行ったら、私が3月に質問した時は自分も実際に参加して感じたことを質問に行いました。その後、更に進んでDIGをどのように取り入れているかということで、たくさんの書物が出されています。そのDIGについてもう少し幅広く取り組んでほしいということで、今、検討することなんですけれども、色々な年齢層とかが入った中でやるのが望ましいということが各書物に書かれています。普通のDIGだけではなくて、タウンDIG、TDIGという形で今、取り組みが広められているのは町づくりを観点として、ただ、DIGで図上訓練を机上でするのだけではなくて、実際にそれを持って町に出て行く、フィールド、町歩きをしながら、ここにこういう危険な箇所があるとか、ここはもう少し整備した方が良くとかということで、実際に住民が参加して地域の防災マップとかを作るように発展していくということが実践例として出されています。私も、いきなりそういうことは難しいかもしれないんですけれども、何度も取り組む中でそういう方向に持って行ければすごく良いんじゃないかなと感じました。ですから、町内会会長とか行政区長だけにとどまらず、色々な所で提案するという事をもう少し積極的に進めて欲しいと思います。それをまず1点伺いたいと思います。

それから、案内板のことなんですけれども、私もあちこちの市町村とかに行った時に、公園とかそういう所にも小さな公園であっても案内板が出ていて、ここは洪水の時、とかそういう形で緊急に集まる場所ですよというのがすごくわかりやすいイラストで掲示板が立っていました。そういうのが自分の町にもあると、日常普段から先ほどの質問でも申しましたように、普段からそこを通った時に、こういう時にはここに避難すれば良いのかということがわかると思うんですよね。やっぱり今回の大きな震災は、色々なことを私達に教訓として与えていると思います。ですから、これだけ備えをして十分だということは無いと思うので、どんどんやっていかなくちゃだめだなと思います。

防災ガイドマップと資料の冊子を作り配布するという事で検討するという事でした。私、隣の長沼町の防災ガイドをインターネットで取り寄せてみました。そしたら、本当にわかりやすく子どもからお年寄

り、誰が見てもわかりやすいようになっています。だから、どうせ作るのであればお金をかけて作るのですから、より良いものを本当に検討してほしいなと思います。私が南幌町で災害図上訓練に参加した時に、ハザードマップとかそういうものを家のどこに置いていますかということ消防署の方が言われたんですよね。参加しているグループの中でもほとんどの方が、テレビの下だったかな、どこだったかなという感じで、ぱっとここにあると答えた人は誰もいませんでした。私も実際には慌てて役場の方からハザードマップを持ってくるくらいで、実際には目に触れる所に置いてはいなかったんですよね。ちょっと逸れますけれども、毎年、公衆衛生組合からゴミの出し方ということで配られますよね。ゴミと災害とは違いますけれども、やっぱりそれくらい重要なものだと思うので、毎年本当は更新して配られるくらいが良いのではないかなと思うんですよね。ですから、そこを本当に見直すのであれば、大至急、検討して良い物を作って町民に啓蒙してほしいと思います。どのような形で作ろうとしているのか、もしわかればそれをちょっとお答えしてほしいと思います。

それと、避難場所のことで南幌町のホームページの中にも、いざという時にということで避難場所が、一時避難場所、屋外避難場所と収容避難場所、屋外と屋内ですね、という形でどここの地域の方はここにとということで書かれています。今回の見直すという中で、今、学校の統廃合で夕張太とか南幌小学校とかが廃校になりますよね、そうなった時に緊急時にそこが使えるのかということになりますので、その辺の検討も是非すべきだと思うんですけれども、その辺も考えがあればお答えしたいと思います。

福祉避難所ということでは、今、全国各地で見直しを図っています。空知振興局でも月形町とか色んな所に福祉避難所の登録みないな形になっていますけれども、南幌の場合も、早急にその整備というのが必要ではないかなと思います。福祉避難所の概要というか、それは今回の中でもすごく出ていますけれども、やっぱり高齢者とか障がい者とか小さい子どもを抱えている方とかが、緊急時に避難した場合、やっぱり寝られないとか色々出て、第二次の災害が実際に起きています。そういうことにも備えるためにも、見直しできちんとしたものを作っていかなければならないと思います。以上、お願いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。防災、陸の関係でいきますと、今、まず町内会長、あるいは行政区長の皆さんにこれをまずわかっていただくということが大事かと思えます。ということは、地域に広めていただくというのはその人達が大事な役割を果たしていただける、それぞれの地域でそういう訓練をするためには、やはり先導する方々が理解をいただければ多くの参加がいただけないというふうに私は思っています。せっかくやるわけですから、やっぱり多くの理解をいただいて、そして広めていく、ちょうど今回の教訓として皆さんが意識を持

っておられると思いますので、そのことを含めて順番にそういう色々な世代を越えて、みんなでそういう部分を覚えていただく、あるいは、いざ災害時には敏速に対応していただけるような地域地域で取り組んでいただければ良いのかなと、そのために今回、区長会を通じながら考えていきなると、随時、それは広めていきたいというふうに、ただし、地域の理解を頂かなかつたらなかなか広がらない問題でありますので、是非、その辺を踏まえましてお話をさせていただきたいと思っています。

それから、マップ、あるいは学校の見直し、統廃合の問題がございますから、見直しも当然かかるのではございます。うちの過去の例からいきますと、うちの災害時にはほとんど皆さんの記憶に残るのは災害というよりは水害という思いが非常に多くあって、今回、地震という部分が加わりましたので、うちの地震の避難場所と、それから水害の避難場所、別に、重複する所とあるいは増える部分とありますので、その辺をもう少し精査をしながら、当然、国も今、北海道も含めて見直し等々かけておりますので、それらの基準等々が出てきた段階で我々にも改定する部分が出てくれば、それぞれを改定しながら新たな作成をして参りたいと、その時によりわかりやすい事を、できるだけ近隣の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

それから福祉の考え、当然、障がい者を含めて大事な部分だろうと思っています。水害時、あるいは地震災害等々もありますので、どういう想定をできるかどうか、今回の震災を見ていると色々整備はしてもらいラインが全部アウトですよ、整備しても使えない部分もありますから、それらのことも十分検討しながら、どういう部分が良いのか、それから、今ある町の施設の中でどういう活用ができるか、それを検討して参りたいと、そんなふうに思っております。

1番 熊木 恵子君。

D I Gについては、なかなか一致するようで一致しないので残念だなと思っています。町内会とか色々理解をしていただいて地域に広げていくということなんですけれども、以前、あいくるでやって私も参加したのは、広報に載っていて参加したんですけれども、その時はボランティアグループというか、そういうところに案内を出してやった形でした。今後、では、その社会福祉協議会とか色々なところでもやる計画があるのか、その辺も伺いたいと思いますし、あと、私3月の質問の時に、町長にD I Gに参加したことがありますかと伺いました。職員の中でも、私、議会もそうだと思うんですけれども、本当は子どもからお年寄りまで年齢層の違う、職業とか色々なことも違う人が参加してやるのが色々な意見が出て、一番良いと思うんですけれども、まず、庁舎内でそういうことをやるとかそういう計画があるのか、そこもちょっと伺いたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、南幌町の地域防災計画ということで以前この冊子、議会では配られました。これは20年に全部改正になっていて日付が抜けていたので、今回もう一度見て総務課長の方に

議 長
熊木議員
(再々質問)

も伺ったんですけれども、これはまだ全部改正になっていないということでしたけれども、これが今回の見直しによって、いつぐらいに出来て提出することになるのか、そこがわかっているならばお答え願いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。職員の関係については、常に毎年、実際訓練をやっておりますし、このDIGも色んなところで職員同士でやっておりますので、消防の方々を含めてやっております。色んなことが多分出てくるのではないかと、実際に動いている毎年、皆さんを対象にしての訓練は今、2年に1回であります。職員は毎年やっておりますので、その辺の即動けるような体制は常に訓練として執り行っておりますので、色んな形で今回新たな見直しもまた出てくる部分があるかと思いますが、それらを踏まえながら、できるだけ現実に合うような想定をしながら訓練をこれからも続けていきなさいとそんなふうに思っています。

それから計画の見直しについては、担当課長の方からご説明申し上げます。

議 長
総務課長
(再々答弁)

総務課長。

それでは、南幌町の地域防災計画の関係についてご説明をさせていただきます。この計画につきましては、現在、道と協議をしております。ただ、今回の震災の関係で、かなりこの計画の中で見直す部分が出てきております。そのようなことから、道との協議は7月ぐらいに整うことで今、進めておりますけれども、現在再度私どもの方でこの中身をまた精査をし直して、道と協議をしていくという考え方に現在至っております。以上でございます。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

答弁漏れで申し訳ございませんが、同僚議員の質問の中にそれを明記されていて、後ほどまたお話をさせていただきますが、社会福祉協議会等々とは当然連携をとりながら今後はそういう部分は考えていきたいと思っております。

議 長
熊木議員

1番 熊木 恵子君。

2問目に移ります。町長に伺います。住宅リフォーム助成事業の取り組みを。近年、全国各地で住宅リフォーム助成事業に取り組んでいる自治体が多く見られます。私は、平成22年第1回定例会で質問いたしましたが、本町は自立緊急実行プランを策定し実施している状況下では、新たな助成施策は取り組めないという答弁でした。しかし、道内の各自治体で取り組みがなされ、町民、市民はもとより地域活性化に大きな役割を果たし、町内の事業者の仕事の創設、雇用の促進にも大きく貢献していることから、第2次、第3次の継続事業として取り組んでいる自治体が生まれています。隣の長沼町では、本年4月からスタートしましたが、2週間ほどで受付が終了するほど町民のニーズが高い事業となっています。

住宅の増改築を行いたいと考えている方は大変多く、今回の震災により、耐震化診断や高齢化に伴い台所、浴室、トイレなどのリフォームをして、住みやすい住環境を整え、いつまでもこの町で暮らしたいという願いに応えるべきではないでしょうか。住宅リフォームに要した費用の10%を助成することとして、例えばです、助成金の上限額を30万円とするなど予算を決めて実施、検討していただきたいと思います。町内には建設、営繕など多数の事業者がおります。こうした事業者の力も借りて、町内で仕事が増えることで町の活性化が図られると私は思います。そして、人口減少に歯止めをかける施策としても有効な事業であると考えますが町長の見解を伺います。

議 長
町 長

町長。

住宅リフォーム助成事業の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。近隣の市町において、新たな住宅リフォーム等に対して支援の取り組みが行われている状況は承知しております。また、3月11日に東日本大震災を経験し、自然災害への対応の必要性が高いこと、また、高齢社会が本格的に到来し、安全な住環境への対応も進めなければならない状況にあります。町では、歩道や公共施設のバリアフリー化対応や学校の耐震診断・改修工事に取り組んでおり、個人住宅への対応といたしましては、優先して改修が必要な場合、負担が困難な状況にある介護被保険者や障がい者の方々につきましては、それぞれ所管します制度により改修支援を進めております。社会経済状況の悪化に伴うことから、町民の方々への経済支援、町内事業者への仕事創設や雇用促進などへの取り組みにより、まちの活性化が図られる施策を推進することが大切であるとの思いは同感であります。ただし、平成3年から集中して住宅建設が進んだことを踏まえると、住宅リフォームへの助成は長期にわたって、多くの財源が必要となります。本町は現在、南幌町自立緊急実行プランの目標期間を折り返し地点として踏まえた、第5期総合計画に沿った事務を執り進め始めたところであり、新たな助成制度を早期には取り組めない状況にあります。この後も、国などの指導、支援策の状況を把握し、各種の情報提供を住宅相談窓口や町広報を通してお知らせをし、町と住宅所有者の町民の皆様と適切な役割分担のもとで安全で安心できる住まいづくりに努めて参りますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長
熊木議員
(再質問)

1番 熊木 恵子君。

今の答弁ですと前回の答弁とほとんど同じだと思います。私は確かに今、自立緊急実行プランを実施していて厳しいという状況はわかります。しかし、この住宅リフォーム助成を取り組むのに何千万もの金額を用意してやれということ言うつもりは全くありません。前回の時も不公平感があるというような答弁を頂きましたけれども、まず、例えば30口とか目標を決めて執り行う、そのことによって、前回もお話ししましたけれども、住宅を直してまでここに住んでいようかなとか色々考えている方がちょっとのことだとどまるというか、そこの効果の方が私はすご

く大きいと思います。道内の多数の自治体で取り組まれていると言いましたけれども、今、2010年度では121市町村、179市町村の中で121もの市町村が取り組んでいます。その町が、こういうような施策をやっているということがわかるだけでも、その町がどういうふうに町民に対して思ってお金を使おうとしているのかということがわかると思います。ですから、自立緊急実行プランが終わるまではできないかということではなくて、前向き検討ということを是非行っていただきたいと私は思います。私も町内で建設とかやっている業者の方ともお話をしました。南幌の場合は、近隣の所とは違って家を1軒建てられるというような業者の方は1軒しかありません。だけれども、サイディングとかクロスとか水道工事だとか色んなことに営繕を行っている個人の方がたくさんおります。そうした方にとっても、今、仕事がすごく無くて大変だという状況もあります。ですから、地域活性化の意味もあってこれに取り組むことによって地元で仕事をする、お願いした人も地元の業者の方が取り組んでくれるから一層安心だということに繋がると思います。そして、税金も地元の方が地元で仕事をすればそれだけ税収も増えることになります。だから、本当に良い取り組みだと思うので、できないということではなくて検討する方向のちょっと何とかならないのかと私は本当に思うので、そこをちょっともう一度伺いたいと思います。

また、国の事業とか色々ありますけれども、国の事業を使う、補助事業とか使うと、なかなか縛りがあって自由にできないということで、全く町単独でやっているところもあります。その詳しく要綱とか取り寄せてみると本当に細かいこと、外回りの塀とかを直すとか本当に細かいところまで、それはそんなに大きな金額を要しないものまで、住宅リフォームの助成にしています。そうすると大きくかかる人もいれば、少なく抑える人もいます。そうなってくると、より多くの人にこの制度は活用できるのではないかと思いますので、再度お願いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。思いは非常に私もわからないわけではございませんが、今、我が町の置かれている状況は議員さんが一番わかっておられると思います。121を超える市町村が何らかの形でやっておりますが、そのほとんどは公平な税負担は標準であります。うちは、標準に増して町民の皆さんにお願いをしているところであります。そういう状況から考えますと、早く固定資産税等々を標準税率に戻すのが私どもが一番早い仕事ではなかるうかというふうに思っております。それで、余裕が出てくれば色んなことが考えられると思います。まず、他の町と同じような肩を並べる税体系も含めてやっていくのが、そのための緊急実行プランを早く終わらす、そこが大事なことではないでしょうか。やはり、税の公平性をきちんと増していくことによって、また色んなことが出てくるのではないかなと私は思っております。よく聞かれます。事業、企業誘致に行く、あるいは住宅誘致に行く、南幌町

の固定資産税は非常に高いですねと。そういうやはり道内では広まっております。ですから、私はそこを早く皆さんと共に今、努力を頂いている部分、一日も早く解消することがそういう部分の、うちの町に対する悪い印象を早く取り除く、そのことが大事ではないか、そして、住民が汲々としている、そういう実情も十分わかっております。ですから標準に、よその町と同じ様な体系に、まずは早く戻すべきではないかというふうに考えております。以上であります。

議 長
熊木議員
(再々質問)

1番 熊木 恵子君。

私も十分わかった上で質問しています。厳しいのはわかります。しかし、私が一番懸念するのは、本当に厳しいので、人口がどんどん今減っていっています。なんとかしてこの人口減を食い止めなければならないと思います。その中の一つが、私が今提案している住宅リフォーム助成です。少し楽になってきたら、では何を優先的に戻していくのかということか、こういうことも、こういうことも、こういうことも戻せますよということのビジョンをきちんと町民に示していかなければ、この人口減にはストップがかからないのではないかと、私は本当に心配です。その意味で、そのビジョンがもしあれば示していただきたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。私どもは、今できることから進めさせていただいております。今年も子育ての関係で色々と助成を出しております。そういう、よそに有る無し別として我が町で今できる裁量の中で最大限させていただいている、当然、これから高齢化社会へ向かいます。それらの対応を十分考えながら私どもは行政を進めていきたいと、ですから、今我慢させていただいている部分をなんとか早く戻して、そしてその中で間違いなく高齢化率が上がっているわけありますから、そっちの対応も十分備えながら、そして先ほどありました災害時の対応も当然考えていかなければならない、色んなことが出てくると思います。そういう住みやすい町づくりをきちんと構築していくのが私達の務めではないかと、私の務めではないかと、そんなふうに考えております。以上であります。

議 長
佐藤(妙)議員

以上で熊木 恵子君の一般質問を終わります。

次に6番 佐藤 妙子君。

町長に質問させていただきます。甚大な被害が出た今回の東日本大震災で、日本国内での地震、津波などに対する防災の意識は非常に高まっています。我が町の第5期南幌町総合計画の基本計画事業の防災対策事業に、南幌町全域と各地域に係る災害予防、災害対策を進め、防災関係機関と連携を図って、住民の生命、身体及び財産等を災害から守るため、関係する事業を実施するとありました。その取り組みを進める上で、1番目として、自分の家庭や自分のことは自分で守る、自助、2番目として、自治体が発行する防災対策、これは公助、3番目として地域で支え合う防災対策、これは共助です。この3点が非常に重要になって参ります。更に、今回はその中でも共助の必要性を強く感じています。突然の

災害でいざという時に力になるのは、ご近所の支え合いや助け合いです。しかし、現実に災害が発生しますと、なかなか思うようには行動できないのが実情です。災害時に何らかの救助を必要とする人に対して、自らできること、周りの人のためにできることを普段から学んでいかなければ、共助と言っても難しいと考えられます。先日の東日本大震災で南幌も震度4の被害があり、自分の身を守るだけで精いっぱいの方も多くいたのではないのでしょうか。今回の地震でも、都市で働いている方達の帰宅困難者が問題になっていました。我が町でも町外でお勤めの方はたくさんいらっしゃいます。町外に出ていて災害に遭った時に一番心配なのは、留守中の家族の安否と言われます。連絡が取れず不安な中、家庭で待つ子ども達や高齢者等の安否確認など、大きな災害時を踏まえた上で町では災害発生時に助け合い、サポートをするために取り組んでいることはあるのでしょうか。

また、現在、全国の都道府県や地方の行政におきましても広く展開されている災害ボランティア養成講座ですが、我が町におきまして実施は可能かお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

佐藤議員の防災対策の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。町では、災害が発生した場合に、一定基準の下に要援護者安否確認を行っております。3月11日に発生した東日本大震災で本町は震度4を記録、直ちに保健福祉課職員で災害時要援護者名簿をもとに101世帯の安否確認を電話で行いましたが、回線の接続不安定によりつながりにくい事態に陥りました。また、今回の安否確認で電話がつながらず訪問によっての確認により、ほとんどの方が自力で屋外に避難できていたり、一人で出かけている方が多い実態でした。今回の震災での安否確認対象者は一つ目として、介護者のいない身体障害者世帯、二つ目として、75歳以上の独居世帯等でした。また、震度5以上の場合一つ目として、震度4以上の対象者、二つ目として、70歳から74歳までの独居者で介護認定者、三つ目として、夫婦共に75歳以上の後期高齢者世帯となっています。町では、震度5以上の場合、災害対策本部を設置し、全職員が全町的な支援を行うことから、災害弱者に対する災害時要援護者名簿の見直しを行い、震度4において身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害手帳1級、要介護認定3以上の各独居世帯、夫婦世帯等を対象に安否確認を行うよう進めております。また、今年6月より65歳以上の独居世帯や夫婦世帯、障がい者世帯等を対象に安心キットの配布を始めており、緊急連絡先や身体情報等について、保健福祉課で把握し、要援護対象者から外れても災害時に必要に応じて対応できる体制に取り組んでおり、更に災害時に駆け付けた住民が安心キットの情報により扶助できるよう進めているところです。災害時にはそれまで支援を必要としなかった多くの方が支援を求める状況になり、被災直後の救出や避難支援は近隣住民の協力無しには決して実現できませんので、行政区、町内会など地域で支え合える組織づくりに努めて参ります。

2点目の災害ボランティア養成講座につきましては、平成20年度に南幌町社会福祉協議会において、ボランティアスクールとして災害図上訓練、水害DIGを実施していますが、日々の生活面でのボランティア養成を趣旨としていますので、今後においては行政と社会福祉協議会と連携を図りながら進めて参りたいと考えております。

議長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

ありがとうございます。今のお話によりますと、現在実施されている災害図上訓練は水害が主体ですが、やはり全体的な訓練が必要かと思われます。宇都宮市の例ではございますが、毎週土曜日、全5回午前中に開催されて市民が市内に通勤、通学の18歳以上が対象になっております。参加費は500円程度でございます。実技の内容としましては、三角巾を使った応急手当や、毛布を使った救護者の運搬方法、土のう作りや炊き出し訓練です。また、直接被災地でボランティア活動に参加された職員の体験談や災害時で聴覚、視覚、身体障害の要援護者をどのように理解し支えていけるのかなど、内容に即した講師をお呼びして開催されているようです。このように具体的な救援方法や技術を学ぶことで災害ボランティアを育成し、防災意識の普及や啓発、向上を図る大きなきっかけとなって参ります。我が町でも是非とも早急なご検討、また実施をよろしくお願い申し上げます。

議長

ちょっと待ってください。休憩をします。

(午前10時17分)

(午前10時18分)

議長

休憩を閉じます。

町長。

町長
(再答弁)

ボランティア、本当に今回の災害を見ても大変ご協力を頂いて色々助けていただいている部分がございます。我が町も何とか自前で自分達で自分達の町を守る、あるいは、町民を守るそういうボランティアの方々を育てていきたいというふうに思っています。そのために、災害図上訓練も含めて色々な形の中で社会福祉協議会等々、色々な団体と協議をしながらそういう方々を育てて参りたいなと、逆に言うと、コンパクトな町でありますのである程度わかっただけなのは早いのかなと、そのためには、そういう方々を養成をしていかなければだめだと、黙っていてもなかなか難しいだろうと思っておりますので、色々な方々と団体と協議をしながら養成に努めて参りたいと思っております。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子君。

大変にありがとうございました。続きまして次の質問に移りたいと思います。教育長にご質問伺います。公民館図書室の利用について伺います。1点目として、現在、公民館図書室は13時から17時までが利用時間となっています。先日、教育委員会で実施しましたアンケートで、多くの方が午前中の利用を希望していました。午前中の買い物や病院帰りに利用したい方、お昼休みに利用できず帰りには閉まって借りられない方もいらっしゃいました。近隣の図書館では、長沼では10時から1

8時、水曜日、金曜日は10時から20時、栗山では10時から18時、木曜日は10時から20時です。由仁では水曜日、木曜日が12時から18時で、金曜日は10時から18時、土日は10時から17時の時間帯で開館しています。どうか、我が町も午前からの利用ができるようにならないでしょうか。

2点目として、図書のデータベース化は各地域で通常化しており、近隣の市町村ではほとんどが導入されており、多少の費用はかかりますがシステム化することで利用もしやすくなり、人は情報知識を得ることにより成長し、生活は維持されます。文化水準を高めることが町の活性化にもつながると思われまますので、図書のデータベース化の導入について教育長の所見をお伺いいたします。

議 長
教 育 長

教育長。

佐藤議員の公民館図書室の利用についてのご質問にお答えいたします。1点目の図書室の開館時間につきましては、平成20年度までは、公民館図書室も午前10時から午後5時までの開館としておりました。当時、利用状況を過去三年間に遡り、調査した結果、土日及び午後の利用者に比べ、平日の午前中は著しく利用が少ないことから時間を短縮した経過がございます。実施後2年が経過しまして、アンケート調査の中での意見として数件そういった要望があったことは承知しておりますが、その状況が大きく変化したという判断には至らないことや自立緊急実行プランの期間中であることから、もう少し経過を見て判断したいと考えております。

2点目のデータベース化の導入につきましては、現在、公民館図書室では、約2万6,000冊を蔵書しております。蔵書については、従前から紙台帳で管理されており、これをパソコンへ移行する作業を現在進めております。データベース化を図っているところであります。これにより検索等の作業が容易となり、蔵書管理がかなり改善されるものと考えております。近隣の状況としては、栗山町が約14万4,000冊、長沼町が約10万4,000冊、由仁町が約6万1,000冊をそれぞれ蔵書しております。電算システムによるデータベース化が図られております。これらの近隣図書館や道立図書館とは、インターネットを通じて借用が可能となっており、公民館図書室に蔵書のない図書もご利用いただいております。公民館図書室の場合は、蔵書冊数、利用状況、将来的な図書室のあり方等を総合的に判断いたしますと現段階で電算システムによるデータベース化については、難しい状況と考えております。

議 長
佐藤(妙)議員
(再質問)

6番 佐藤 妙子君。

ありがとうございました。以前よりお願いしておりました公民館の入口ですが本当に早速改善していただき、入りやすく、また広々とした玄関になって、また図書室も大変優しい色使いでとても利用しやすい配置に変わっておりました。本当に手作り感があって職員の皆様の心が伝わって参りました。しかし、そのような素晴らしい改善をしましても利用されなければ意味が無いと思います。定休日以外、必ず開いているとい

う、そういう安心感が利用者の向上につながる、そのように思います。本当に利用者が少ないというそういう問題だけで時間を短縮するということは関係あるのでしょうか。よろしく願いいたします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

実はですね、お尋ねのブックスタートの調査結果によりまずご質問でございますけれども、この調査は、平成17年度から実施しているブックスタート事業の絵本のプレゼントを受けた保護者に対して、その後、家庭での読書環境の実態を把握するために、実施いたしました。平成17年度から19年度の3カ年、ブックスタートを受けた方、対象者が152名おります。その内アンケートで回答していただいた方は69名、回答率は45.4%です。そういう実態であります。更に、69名の方から回答を頂きました。その中で、ブックスタートに参加されなかった人が4名おりますので実質的には65名の方の回答になります。その回答された方の中で、お答えをさせていただいているんですけども、いずれにしても、その方々からご質問のように、開館時間の問題についてご意見を頂いたということは大変ありがたいことであります。それで、今後の図書館の時間を含めまして、図書館のありようを検討していく中で改善できるものは改善したいというふうに考えておりますが、もう少しその中身についてお話をさせていただきます。65名の回答の中で今たくさんの方がおられますというご表現がありましたけれども、この項目は、アンケートの項目の最終項目8番の中身になります。8番は、ブックスタート、公民館図書室に関してご意見やご要望がありましたらご記入くださいという中身です。このご記入を頂いた方が実は、答えでちょっと失礼だったかと思うんですけども、数件そういった要望があったというふうに記載してしまいましたけれども、数件という表現はあまり良くないと思います。実際には、頂いたご意見は6件です。65名の回答を頂いた中で、その8番目の項目にご意見を頂いた方の数が6件、その6件につきましては、ご質問頂いたように全て図書室を自由に利用できるような時間帯の保障をお願いしたいと、そういう実態にあります。そんなことを最初にお伝えいたしまして、今後の図書室のあり方をやはり総合的に考えなければならない時期に来ております。併せて、自立緊急の時期でもありますので、それらの中で、どういう方向で図書室を運営していくかということで検討していくといくことをご理解を頂きたいと思っております。以上です。

議長
佐藤(妙)議員

6番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございました。今後も前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

議長

以上で佐藤 妙子君の一般質問を終わります。

ここで、場内の時計で10時40分まで休憩をいたしたいと思っております。

(午前10時30分)

(午前10時40分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開します。

内田議員

次に7番 内田 恵子君。

南幌町の防災対策についてお尋ねいたします。遅ればせながら3月1日に発生いたしました東日本大震災において被災された多くの方々に、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。また、我が町からも緊急消防援助隊として1名派遣され、高い士気のもと救急活動をされ、本人はもとより支えてこられた関係機関の皆様には心から感謝を申し上げます。天災は、いつ、どこで発生するか予想がつかず、川に囲まれている我が町も河川の氾濫と石狩地震、石狩低地東縁断層による地震と津波が心配されるところであります。よって、次の3点について質問をいたします。

1点目として、かさ上げされた千歳川の堤防は、どれくらいの雨量、水位、地震、津波による逆流等に耐えられるのかお尋ねいたします。

2点目として、過去に作られた防災計画書が絵に描いたもちとならぬよう、防災対策、防災訓練、特に避難訓練は地域コミュニティーの構築からも必要と考えますが、町としての考えをお聞かせ下さい。

3点目として、この度、被災地に送られた救援物資ですが、新聞等によりますと非常食等の備蓄が無い市町村もある中で、送っていただいたことはありがたいことと思っています。我が町の救援物資は日ごろ、どこに、どのような物がどれくらい保管されているのか、また、防災の日等に合わせて、どこかで一部開示していただくことは可能か伺います。

議 長
町 長

町長。

内田議員の南幌町の防災対策についてのご質問にお答えをいたします。初めに、千歳川の堤防についてお答えをします。国からの資料によりますと、千歳川河川整備計画では、甚大な被害をもたらした昭和56年8月上旬の降雨による発生する洪水を石狩川の整備と相まって計画高水位以下で安全に流すことを目標としています。南幌町付近においては、石狩川の合流点から15kmほどにあります裏の沢地点において、計画高水位9m27cm以下になるよう整備を進めておりますが、56年当時は7m50cmであったと思います。堤防の耐震性能については、河川構造物の耐震性能照査指針(案)において、堤防の耐震性能は地震後においても、原則として平常時の最高水位に対して河川の流水の河川外への越流を防止する機能を保持することとされております。千歳川においても指針(案)にそって照査を行ったところ耐震性能は満足しているという判断とされております。津波については、検討は行われておりませんが、今後の地震や津波対策について今回の震災を踏まえ基準が改定されれば、それに対応していくことになるかと考えております。

2点目の防災対策、防災訓練についてのご質問でございますが、防災対策として、平成20年と昨年8月に自衛隊をはじめ、南幌消防支署や消防団、日赤奉仕団並びに婦人団体などの協力と一部の地域住民などの参加のもと南幌町総合防災訓練を実施したところであります。また、避難訓練につきましては、各地域コミュニティセンターにおいて、火災を想定した避難訓練を実施しております。町としては、町民一人ひとりの

防災意識の高揚を図ることを目的に総合防災訓練を実施しておりますが、実際に災害が発生した場合には、地域住民が相互協力の中で対応しなければならないものと考えております。そのためにも、地域単位をはじめ、多くの住民が参加できる総合防災訓練の実施に向けて内容を検討して参ります。また、行政区、町内会単位における防災訓練などとしては、本年度実施を予定しています災害図上訓練を機に、各行政区長、町内会長と連携し、各地域で進めて参りたいと考えております。

3点目の本町の防災備蓄品についてのご質問であります。防災備蓄品は、南幌みどり野小学校内の体育館横の備蓄倉庫に保管をしております。先般の東日本大震災に救援物資として送りましたが、東日本大震災前の備蓄数については、食糧品480食分、毛布310枚、マット310枚を保管しておりました。現在の備蓄在庫数については、毛布210枚、マット210枚、食糧品約40食分となっております。なお、備蓄数の開示については、今後、定期的に広報やホームページで公表して参りたいと考えております。

議 長
内田議員
(再質問)

7番 内田 恵子君。

私は、新人議員として命を守ることから学び、町民の皆様と共に自主防災意識高揚のために質問させていただきました。今年度は、第5期総合計画もスタートし、女性議員も4名となり、先輩議員の皆様方からも教えを頂きながら、町長の望む協働の町づくりを目指すことを町民の皆様は望んでおられると思います。よって、再度2点お尋ねします。

この度、避難された方々の中に、残してきた命を思い、せっかく避難されても心を悩まされている姿を多く見かけました。私は、町民はもとより家畜もペットも大切な南幌町の命と考えますが、避難についてはどのようにお考えでしょうか。

もう1点は、先ほどの救援物資ですが賞味期限、品質保証期限は確認されているでしょうか。また、在庫が不足しているように思いますが、今後の備蓄の目標はどれぐらいと考えておられますか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。今回の震災を見ておりますと家畜、あるいはペットについての避難場所が非常に厳しさを増しているということでございます。人が生活する上の癒しの部分含めていきますと当然、私どももそのことについては考えていかなければならない、ただ、避難場所とペットの場所が同じ近くということには、ちょっと我が町の構造上からいきますと異なるものと、違う形の中で、違う場所を想定をしながら考えていきたいと思っておりますし、そして、また、ペットに関するボランティアの方々がおれば協力いただいて、そういう配慮をして参りたいというふうに思っています。それから、家畜農家も乳牛が2軒ありますし、肉牛、あるいは豚等々もあります。そのことも十分これからどうあるべきかということを考えざるを得ないというふうに思っていますので、うちの町内で高台が非常に無いという部分でございますので、水害時、あるいは地震時はその点良いのかなと思いま

すが、水の関係でいきますと、やはり動物と言えどやっぱり高台という部分だろうと思いますので、そういう場所を探しながら対応して参りたいというふうに思っております。

それから在庫については、今お話ししたとおりであります。早急にできるだけ早く、3月11日以前にありました在庫数に確保して参りたいと思っております。そして、まだその部分でいきますと、在庫数が足りませんので、年次を追いながら、適正在庫を定めながらクリアしていきたいものと考えておりますが、その他、町内の業者等々と防災協定を結んでおりますので、災害時にそういう部分の提供を頂ける災害協定を結んでおりますので、それらの方々との連携もしながら進めて参りたいと思っております。賞味期限については担当課長の方から説明を申し上げます。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

それでは非常食の賞味期限の関係でございますけれども、現在うちの方で提供前の賞味期限でございますけれども、サバイバルフーズということで、主食と副食に大きく二つに分かれようかと思っております。主食につきましてはクラッカーでございます。副食につきましてはシチューということで、これを2年にわたりまして購入をしております。まず、1997年の3月ということで平成9年の3月に購入をしております。その後、同じく1年遅れの1998年4月、平成10年の4月でございます、いずれも、賞味期限、保存期限が20年ということで、平成29年の3月、平成30年の4月ということになっております。ですから、既に13年から14年経過しているということでございます。今回、被災地の方に提供した食糧については、私ども担当の方で出す前に試食をして十分食べられるということで提供をさせていただいております。以上でございます。

議 長
志賀浦議員

以上で内田 恵子君の一般質問を終わります。

次に10番 志賀浦 学君。

防災関連の質問が続く中、また私も防災なんですけれど、よろしくお願いいいたします。まず入る前に、この度の東日本大震災と津波被害によって亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げると共に、被災者、ご遺族、関係者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

そこで、町長に災害時要援護者避難支援についてお伺いいたします。3月11日の東日本大震災の脅威を見せつけられる中、我が町も自然災害から身を守るための避難体制の強化が必要であると実感しています。我が町も防災のハザードマップ等、避難場所を指定されてはいますが、細かな避難経路や手段が構築されていないのが現状です。国の高齢社会白書によると高齢化率は、今年の分なんですけれども、過去最高の23.1%に上昇したとのこと。災害の時、自主避難が困難な高齢者や子ども達をどう避難誘導できるかが災害拡大防止のポイントになると思っております。そのためには、水害時や直下型地震等を想定し、地域単位の避難支援計画を作成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、隔年で開催している総合防災訓練、22年度に行われましたが本年の実施予定は無いと思いますが、総合防災訓練を毎年開催に変え、いち早く全地域の住民の防災意識を高めることが必要と思いますが、町長の見解を伺います。

議 長
町 長

町長。

志賀浦議員の災害時要援護者避難支援についてのご質問にお答えをいたします。初めに地域単位の避難計画を作成すべきとのご質問にお答えをいたします。高齢者などの災害時要援護者に対する避難支援対策が防災対策上の課題であることは認識しております。本町においても、現在、災害時要援護者の安否確認先を把握し、3月11日の地震時においても速やかに電話などにより確認は行っておりますが、避難計画の作成には至っていない状況であります。要援護者の避難支援は自助、地域近隣の共助を基本とし、特に災害発生後の避難誘導などにおいては、避難支援者として近隣住民の積極的な協力が不可欠であります。また、平常時において支援に係る人材を育成するためにも、地区住民の防災組織を整うことが有効な手段と考えておりますが、現在設置には至っていないところであります。今後、各行政区、町内会に対し、地域防災力の強化に対する理解を深める取り組みを進めながら、併せて、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に向けて取り組んで参ります。

次に総合防災訓練を毎年開催し、全地域の住民の防災意識を高めることが必要ではないかとのご質問についてお答えをいたします。現在、町で実施している総合防災訓練は、関係行政機関などの協力を頂き、防災業務に従事する職員などの訓練や、一般住民の避難訓練などを隔年で行っております。行政区を単位とする参加は一部ですが、日赤奉仕団、並びに婦人団体、小学校児童なども含め、総勢約300名程度の参加を頂き実施しております。防災訓練は住民に対する防災知識の普及、啓発を図るためにも必要なものと考えており、より多くの住民が参加した訓練を実施することが、望ましいと思っております。今後、現行の総合防災訓練の毎年実施を含め、各行政区、町内会の理解を頂き、地域住民と連携した中で、より効果的な訓練の実施について検討して参ります。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学君。

只今の答弁どうもありがとうございます。まず、避難支援計画の策定に向けて取り組んでいただけるといふことと、毎年実施を含めた効果的な訓練の実施について検討をしていただくといふことで、また、3月11日の時の要援護者への安否確認、それは当時、町長から聞いておりますので、うちの町としても迅速な対応ができたのかなと私も安心しておりました。ですが、今言われたように、この計画を作るにあたっては地域の住民、近隣の住民の協力が不可欠であります。今、行政区長、または行政区町内会サイドでやるというような話でしたけれども、できるだけ早く地域住民を巻き込んだ、先ほど質問にも出ていましたけれども、机上訓練、DIGを利用した中で意識を高めていくことは必要だと思っ

ています。私、数年前に江別市の机上訓練、DIGに参加したこともあります。また、総合防災訓練にも参加したこともあります。規模は、うちとはちょっと違うわけですが、その時の参加の中身が青年から高齢者まで、各自治区から数人ずつ出て100人以上集まったかと思っています。DIGだけでそのぐらいの人が集まれるようにして、地域で共有することが一刻も早い防災対策になるのではないかなと、避難訓練等、ここでは町ではやっております。それも知っています。老人クラブ等、各自治区等、会館で避難訓練等やっていることは十分わかっているわけなんですけれども、それ以上の意識を高めないと今回のような災害時には対応できないのではないかなと考えています。私達の住む所の弱者と言われる要援護者、その人方を支援する組織というのは早く作らなければ災害はいつやってくるかわからないということで、これは早急に取り組んでいただきたいと思ひますし、もし、その取り組む内容等、具体的にもしあればお伺いしたいと思ひます。

あともう1点、総合防災訓練なんですけれども、これも町長には先般の数年前の水防訓練から総合防災訓練へ変えていただいたという経過がありまして、私は感謝しているわけですが、1回の訓練に協力参加する地区は3地区です。3地区ということは今19の行政区があつて、6回かかって12年かかるわけです。全地区が参加するのには。それでは遅いのではないかなと、参加地区を多くすることと、また毎年開催することでいち早く体験していただく、そのことが必要だと思うので、それも実施に向けて検討ではなく、具体的に方法があればお知らせいただきたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは、志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ地域の色々な要援護者等々ありますので、今回の震度4の地震においても、連絡するという面ですべてはできたのですが、想定していない電話回線がなかなかつながらなかったとか、色々な状況も出ておりますので、そんな中で、今、国はどうやら色々な制度の改正を色々やっているようでもありますのでそれらを見ながら、うちの町、そしてそれぞれの地域に合った部分を作り上げていきたいと、それには地域の方々のご協力を頂けなければ非常に難しい問題が出てくると思ひております。先ほどの前の議員にもお話しさせていただきましたが、安心キットだとかそういうもので、やはり心を開いていただいて、そういうところの協力体制を整える、あるいは協力してもらう、もらえるというそういう部分、やはりみんなで声をかけて安心してやっていただける体制作りも含めて私はやっていくべきではないかなと思ひておりますので、できるだけ早く行政区町内会ともお話ししながらそういう部分、対応して参りたいと。

それから、訓練の毎年開催、当然私もそのことも視野に入れながらやっておりますが、去年のあれを見ていただいてわかっているかと思ひますが、うちの町の職員だけではとつてもできていない、自衛隊さんやら開発局やら色々な関係機関のお手伝いがあつてはじめて地域から、

避難誘導を、あるいは車に乗ってきている、その辺の可能かどうかというのも相手のあることでありますので、その辺の確認もしながら今、志賀浦議員から言われたように全地域がやるのにそんな年数がかかって間に合うのか、当然私どももそのことが十分考えられますので、関係機関と調整をとりながら、できるものであればやりたいし、できなくても隔年に1回は間違いなく、これはやるということで協議を終わらせていただいておりますので、これは良いと思っておりますが、その他、今回の災害を見ても、非常にどこの市町村の職員も非常に手薄になるんですね、大きな災害、ですから我が町の職員もその時にどういうふうな対応ができるか、もう一度考え直しながら、一番の司令塔がしっかりしないと私は何も起きない、困るだけだと思っておりますので、その辺も含めて訓練の練り直し等々考えて参りたいと考えております。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

10番 志賀浦 学君。

再度、質問いたします。今の大変難しいという中で取り組んでいただけるということですので、大変ありがたいと思っておりますけど、実は平成18年あたりから国の方では災害要援護者対策ガイドラインというのを出されています。なかなか進んでいないという実態もあるようですけど、私は今、ここに日赤のガイドラインを持っているんですけども、なかなか難しい、中身が。その中で先ほど町長が言われたように安心キット、今回大変うまくいけばいいなと思っているところなんですけども、その中の共有している情報、そういうものを基礎にしてなんとかできないのかなと、ただ難しい面が多々あると思います。今、この中で災害の時の情報共有というこれの難しさというのは、よく出ているんですけど、先ほど言われたように、行政区なり町内会なりの次にすぐ入るとした時に、もしこの情報の吸い上げ方には、共有方式なり、手挙げ方式なり、同意方式と色々出ているわけなんですけども、これをしっかり念頭に入れてやっていただきたいと思うところです。これは、実施していただけるという感覚でいるので要望で終わっておきますけれども、総合防災訓練の方については、確かにあの規模で毎年やるというのはかなり厳しいのかなと思っておりますけども、ただ、隔年で総合防災訓練をやると、その中にプレで小さくやるということも可能でないかなと私は思っているんです。例えば、消防署の力、また、消防団員の力、毎年見せていただいておりますけども、確かに毎年きれいに実施しています。その中の知識を地域住民に見せることも可能ではないかなと、別に土のう積みだけが防災訓練ではないわけです。先ほど前議員に言っていましたけども、例えば1回目の時に記憶していますけども、毛布と棒だけで担架が作れると、そういう訓練を1年おきでもやると、そうするとそんなに予算規模も人員もかからないわけですから、そういう方法、機材を入れなくてもできるというものを、呼ばれて行く防災訓練ではなくて、毎年9月1日に合わせる近くの所にやるという方向でやれないものかなと私は思っているんですけど、その辺の規模を変えてでもやれるかやれないかというところを町長にできればお答えしていただきたいんですけど。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたしますが、色んな問題がたくさんあるんですが、一つずつ当然クリアしていかなければならないというふうに思っております。個人情報の問題も当然ございますので、慎重に対応しながら、やはりお互い心を開いて話してくれるような関係を、それぞれ地域にはそういう色々要請をして、お願いしている委員さんもたくさんおりますので、それらの活用をしながら要援護者については対応して参りたいというふうに思っています。

それから防災訓練については、色んなやり方がありますので当然大規模で毎年やればいいのか、多分そんなことには今の状況ではなかなか、相手もうちだけの町でございませぬので、その辺の調整をしながら大規模ができないとしたら、隔年で小規模でどういうふうにするか、それらも全部検討しながら今後考えて参りたいというふうに思っています。

議長
近藤議員

以上で志賀浦 学君の一般質問を終わります。

次に9番 近藤 長一郎君。

私は、我が町の治水・防災対策と河川空間の活用について町長に質問をいたしたいと思っております。我が町、本町は過去の主な水害の歴史の中で、治水の分岐点と言われます明治31年9月の史上空前の大出水、昭和に入りまして56年8月の全道観測史上最大の降雨量、流量など大洪水による水害との戦いの町でもありました。今、河川環境を身近に感じ、快適空間として享受し、農業と共に豊かな日常の暮らしが守られて、水害との攻防の繰り返し、ここに至るまでの辛酸は並大抵の苦勞ではなく、先人の英知と勇気の歴史を振り返る時に、心より敬意を表したいと思っております。さて、今日、世界的な温暖化現象による異常な災害が多く発生し、また、3月11日の東日本大震災による巨大な地震と大津波で多くの尊い人命が失われ、苦しんでおられる現状を見る時、改めて、南幌町民の生命はもちろんのこと、安心、安全な暮らしと豊かな農地を守り育てるためにも、行政として災害が発生してからではなく、未然にしっかりとした対策を考えていかなければならないと思っております。更に、本町は石狩川中流部から下流部は窪地になって広がっており低湿地帯と言われ、一たん町内に入った水はなかなか抜けません。常日頃の行政の治水への努力に敬意を表しますが、一日も早い治水対策は必要不可欠であり、併せて防災対策と、ハザードマップが作成されておりますが、予期せぬ緊急時に対応する内水への対処を早急に検討すべきではないかと思っております。これらの対策に万全を期することは、安定した本町の発展に大きくつながり、もっとも町益にかなうことであると思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。

1点目として、平成17年4月に策定された石狩川水系千歳川河川整備計画に伴う対策の現状と、今後の進捗状況をお伺いします。

2点目として、千歳川流域4市2町にまたがる遊水地群の整備の現状と、今後の進捗状況をお伺いします。

3点目として、千歳川河川整備計画の堤防用地天端の標高と、ハザードマップにおける大雨による浸水地域の標高を考える時に、内水排除のための揚排水機場施設のみで水害時の町民の安心、安全が守られるかお伺いいたします。

4点目として、千歳川河川整備計画の進捗に合わせ、河川空間オープン化に伴い、地域活性化のための河川敷地占用に対して活用の考え方をお伺いいたします。以上でございます。

議 長
町 長

町長。

近藤議員の我が町の治水・防災対策と河川空間の活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の千歳川河川整備計画に伴う対策の現状、今後の進捗状況についてのご質問ですが、千歳川河川整備計画では、主なものは堤防整備、河道掘削、遊水地群の整備という3つの対策が柱となっております。平成22年度末で、堤防整備につきましては、支川を含む千歳川整備計画の総延長、約170kmのうち約35kmの一次盛土が完了し、河道掘削につきましては、平成22年度末で約6割が完了していると聞いております。

2点目の遊水地群の整備の現状と今後の進捗状況についてのご質問ですが、千歳川流域4市2町の6カ所の計画のうち、平成21年度長沼町、平成22年度恵庭市で工事に着手していますが、平成23年度、本町で既に工事着手をしており、北広島市においても今年度着手する予定と聞いております。また、残りの江別市、千歳市については、平成23年度は用地取得の予定と聞いております。

1点目、2点目とも今後の進捗につきましては、国の事業でもありますので、流域4市2町と連携を図りながら、事業促進を要請して参ります。

3点目の内水排除のための揚排水機場施設のみで、水害時の安全が守られるかというご質問ですが、現在、北海道開発局では、先ほどの回答にございますとおり、千歳川河川整備計画に基づき昭和56年8月上旬の降雨により発生する洪水を河道掘削、堤防整備、遊水地群等の整備により石狩川の整備と相まって水位を低減するよう、治水対策を進めているところであります。

また、千歳川、支川沿川においては北海道開発局、北海道などにより昭和56年以降に18カ所の排水機場が整備され、現在、合計46カ所、総排水量毎秒約380m³の排水機場により内水氾濫の軽減を図っている状況です。そして更に、遊水地の整備にあたっては内水被害の軽減に寄与するよう遊水地内を一部掘り込み、内水の調整を図ることとしている状況であります。

4点目のご質問ですが、議員ご承知のとおり河川空間のオープン化とは、地域活性化のため河川敷地の占用に関する規制緩和であり、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能となりました。本町としても活用できるものがあれば必要に応じ検討して参ります。

議 長
近藤議員
(再質問)

9番 近藤 長一郎君。

再質問をいたしたいと思います。1点目、2点目は、1年前、先輩同僚議員がこの件について確認をした経緯がございます。しかしながら、その後の進捗状況を聞いたわけでございますが、今年の6月の3日に、千歳川流域における河川整備の状況報告会等もあり、それらの情報も得ておりますので、この内容については進捗状況の確認ということで、お話、中身の追求、考え方はお聞きしないように努めて参ります。私は、1点、2点目ではなく、3点、4点目について質問をしていきたいと思っております。私達の町は、前段の方で質問内容で申し上げましたが、明治31年の未曾有の大水害、それから56年、只今の答弁の中にもありますが、昭和56年8月によります大洪水によりまして、実は我が町は、この質問の中にありますように内水をいかにして自然の排水を、出た水を本流に上げるかと、いわゆる三面装工、明渠の排水路を作りまして、実はこの時、存分に内水排除の功があったと、このように記録をされているのを見ることができます。私は、そこで一番関心を持ちながら見ておりましたのは、町長が前段の同僚議員の質問の中でも答えていますが、計画水位、河川整備の計画高水位が、裏の沢で10m27、このようにお聞きに及んでおります。これは私は3点目の、うちの町が一番低い所は温泉地域、あるいはその周辺、中樹林地域の一部を含みますが、あるいは幌向運河の市街の近い所などが挙げられておりますが、その他に鶴沼の本体の所もありますが、これらが4mないし5mまで届かないような標高であります。そうしますと、一たん水が出ますと6m地域が、私はここに持ってきておりますが、我が町の南幌町の洪水のハザードマップ、この時のこれを作られた時の標高差を見ますと5m、地域で、6mにかけまして、ここで言う私達の稲穂団地が極めて低い位置にあります。私は、どうしてもこの点だけは確認申し上げたいのは、一たん計画水位が破堤しますと、堤防が破壊されますと、今、この低い地域からどのようにして避難地域として、洪水のハザードマップで7ヵ所を指定されておりますが、全部市街の中心部であります、南幌の。この市街の中心部は、全て大変高い位置、10mラインとか9mラインにあります、ハザードマップで。しかしながら、そういう前段で申し上げました4m、5mないしの所の皆さんがどのようにして避難場所に来るかということが非常に疑問に感じるわけでありまして、ですから、そこから来るのに我が町は避難先として市街の中に来る時、町民を安全に安心してできる避難場所まで来ていただけるか、うちの町としてしっかりとして考えがその辺にあるかどうか、それと、それに伴いまして防災対策業務、緊急時のために今まではうちの町は、我が町は、近隣の自衛隊さんとか色んなところに要請をかけたようでございますが、我が町として緊急時のための船、特に船外機などの船を持っておられるかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

それと次の質問になりますが、4点目ですが、私は河川空間がオープン化に伴いまして河川空間の、町長の答弁のとおり、この法律は今年の

23年の4月に河川法が改正されて河川用地が営業目的にも使えるという占用用地の改正が大幅にあった、その前に前段としまして、国の方はこの法律の施行に合わせるかのように実証実験の場所として全国に7カ所を選びながら北海道では平取町の沙流川が実証実験として昨年から行われた。我が町は河川に全て囲まれた町、河川と水害の歴史の町でもあります。そのようなことから、河川空間が安全に、千歳川の平成17年に策定されました千歳川河川整備計画に基づいて、安全な方向にいくのであれば、我が町の将来は、活性化は、河川の有効利用なくしてあり得ない、このようにさえ思うわけであります。そのようなことで、私は次の点の質問は、今後、是非、河川空間を利用しながら同時にこの法律に基づいてみますと、これは正しいかどうか、私は正しいと思って理解しておりますが、河川を使った舟運業が今後担う、そうしますと私は我が町に、船着き場を遊水地群の中で、船着き場を持たないか、この船着き場が河川敷地を更に有効に利用する方向になるのではないかと、このように思いますので、次の点は船着き場を持たないかをお聞きしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

近藤議員の再質問にお答えをいたします。洪水の問題でございますが、56年の大災害を受けて、それぞれ石狩川、千歳川、河川整備計画が出来て、当時から見ますと堤防高でいくと1m80近く高くなる予定であります。当時のことも私も当然記憶がございますから、当時は、もう築堤すれすれのところまで水が来て、中の内水排除をしている排水機場はストップしている、それから見ますと約1m80上がりますから、かなり高くなったという感覚を持っていただければいいかと思っておりますが、特に大雨の場合は、災害の場合は、事前に予報がございます。大雨警報、洪水警報等々がございますので、当然、役場職員は対策本部が出来ますし、その中で情報を共有して早めの移動、避難ということになるのではないかなというふうに思っておりますが、破堤してから移動ということには、恐らく、堤防からあふれるよという情報は、もう入れば自然にそういう地域については全町からこの市街地周辺に来ていただく、そういう部分でいきますと、個人的に来られる方と、それから先ほどあったように要援護者等々がございますから、それは町が持っております車両機器を中心にすることも可能だろうと思っておりますし、色んなことができるのではなからうかと思っております。これは、地震とちょっと違いましてある程度長期予報、気象庁から出る予報等々も、あるいは開発局から出る予報等々も、それらを網羅しながら私どもは対策に務めていかなきゃならないというふうに思っております。どちらにしても、何が起きるかわかりませんから、そういう想定をしながら住民の移動がスムーズにしなければならぬ、ただ、それだけ雨が降りますと、ここへ来るまでに道路もかなり冠水をして通れる道路と通れない道路も、そういう把握も当然していかなきゃならない、そんなことを考えながら私どもはそういう部分を、訓練をしながらいざとなった時にはできるような体制作りはしておこ

うというふうに考えているところでございます。

それからボートについては、昨年でしたか、皆さんに認めていただいて1機、1台、導入をさせていただいて消防の方で保管をしているところでございます。

それから河川空間については、それぞれ町の活性化の中で活用できる部分については私は活用していくべきだと思っておりますが、遊水地の中に船着き場ということはありません。遊水地は普段は水が流れている程度しかありませんので、溜まっている状態でございます。千歳川に底水が流れるような状況になっておりますので、増えてしまうと今度高くなりますから、そういう部分でいくと、ちょっとその辺が難しいのかなと、ただ、近藤議員が言われる千歳川に船着き場の部分については要請もしておりますので、そのことは国の方でどう考えるかが私もちょっとわかりませんが、お話がありましたのでこういう住民がいて活用したいという話があるので、そういうものを配慮していただきたいと思いますかという要望はさせていただきます。ただ、遊水地の中というのは多分私も話はしていませんが、そういう状況には多分無いという、私の想像でいきますとお話を頂いているのは底水が千歳川に流れる程度の深さしかないというようなお話でございましたので、そういうお話で今後とも進めたいし、その他、色んな形で空間を利用して町の活性化を図りたいというのであれば、その内容によっては色々協議をさせていただきたいと思っております。

議長
近藤議員
(再々質問)

9番 近藤 長一郎君。

ちょっと私の表現が間違えました。遊水地の中ではなくて当然、河川敷地を使っての船着き場であります。私達の町も、町長も十分ご承知だと思います、護岸船着き場は、既に右岸左岸があると、南幌の方には無くて江別側にあります。それとはまたちょっと違いまして、やはり河川占有空間の町の発展のためにしっかり利用するために使う、そういうような船着き場を是非欲しいものだと、今、町長の答弁を聞きますと、非常にありがたいご答弁を頂いていると思っております。更に、そこで私は町長に質問申し上げたいことは、町長の今のお話を聞きますと、1m80、現存からかさ上げしながら、より町民に安心、安全を迎える堤防強化を図っていくということでもありますね。そうしますと、私は町長のこれは、注目しているのは、晩翠の利用と用地がいち早く今日、重要な千歳川の河川整備の中のいち項目と、対策としまして遊水地群が入った、その中で南幌町がいち早くリゾート公社を利用して、遊水地に持っていくと、短期間の間に、これは大変なご苦労があったのではないかと、そこは感じております。そこで、次に関連ですので、議長にお許しを願って質問をしたいのですが、安全になればなるほど、もう一つ、町の遊水地があり、以前同僚議員が言っていましたが、治水の資料館的な物をなんとか南幌の中に持って来られないかというお話があったと思っております。私は更に、資料館でなくして、石狩川流域46市町村の流域の町づくりの一つとして石狩川サミットもあります、大きな視野で考えながら流

域と関連しながら、あるいは今回の4市2町とも連携しながら、我が町こそが幌向村の時代より、水害の村とまで言われて、それが今日このように安全、安心して暮らせるところまでしっかりと治水対策をしてきた町としても、治水の歴史はしっかりと後世に残すことが我が町の発展に繋がると私は思うのです。そのようなことで、是非、私はその治水資料館なるものは、川と人と言うのでしょうか、やはり川があって人がある、川と人の営みの中に今日来るのだとしたら、私はこの治水資料館こそが我が町こそが作ることが責務のように感じさせます。それは、私は、今まで今日まで、我が町は、ちょっと調べてみましたら、大正の時代に8回くらいの冷水害がありました。昭和に入って26回ほどあったようでございます。平成に入って。その中で、実は、今の木詰、稲穂団地の奥手になりますが、そこに昭和7年、夕張太工場というのを設けられまして、治水対策をしておったようでございます。そこで、皆さんがその治水工場の職員が屋根の上まで上がったという記録が残っています。その時、1週間、10日と、我が町は極めて逆流現象を起こしますので停滞をしたと、その時に非常に面白い記事が載っておりまして、最初にクモが飛んで行ったそうです。その永遠と、海のような状況の中で、浸水している時に最初にクモが避難した、飛んで行ったと、糸を垂らしながら。次に、カエルが泳いで野幌原始林の方にカエルが泳いで行ったと。全部埋まっておりますから、その後に、ヘビがかま首をあげてカエルを追いかけるようにして行ったと、このような記述があります。我が町は、そのような先人の苦しい状況の中で治水に取り組んだ町だと思しますので、是非、新夕張川の記録もあります。ですから、私はなんとか今こそ治水館のような、そういうような建設をすべきではないかと、そのすることが今生きている私達が後世に我が町はこのように厳しい取り組みの中に来たんだということを残す、このことこそが私達の町の将来の発展、それから後世に伝える役割がしっかりとあるのだと、責務だとそのように思いますが、最後にこの1点を聞いて、いかがでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

近藤議員の再々質問にお答えをいたしますが、どちらにしても水害対策というのは、これはいつ、何が起きるかわからない状況でございまして、堤防強化をされたというのは一方では喜ばなきゃならないのですが、一方では、あった時の被害は倍増するということです。今までは7mであった水が例え破堤しても7mであります。今度は9mであります。9mが破堤するというような大水になると、もう、うちの町はほとんど浸かってしまう、そういう堤防が危ういというような情報が入った時には、もう相当早めから恐らく私は移動しなければ、避難しなければならぬ状況になるのではないかと、だから国が今の堤防強化を進めた後は、スーパー堤防を進めたいという考え方だというのは、そういう色んな将来の要素が危険度が増すので、また、危険度を減らす事業を考えているというのが当然だろうと思っています。ですから、私どもも初動の移動

の判定の判断が非常に問われるんだらうというふうに思っています。ですから、その辺の慎重を期しながら情報確認等々をやりながら、住民の安全を守りたいと、まずは早く堤防強化が全部終わって遊水地が出来て、とりあえず安全を守るというのが早くできるのが私どもの願いでありますので、そのための努力はさせていただこうと思っています。

それでもう一つのありました、治水館の関係については、うちに今、千歳川の淵にあります治水館等々含めて、将来的に千歳川の関係の部分ということで資料を残すべきだというお話も当然させていただいています。これは、うちだけではなくて、流域4市2町の中でも出ておりますので、それはうちでできるか、どこでできるかわかりませんが、千歳川の関係については、そういう部分はどこの市、町も何か作るべきだというご意見を頂いているようですし、私どもも今のある治水館がちょうど堤防強化によって移動になるのではないかと、なったあかつきにはそれを活用して今ある遊水地群にある用地がありますので、それらを活用しながら治水館なるものを、あるいは資料館なるものか、ちょっとこれは国の方で考えていただく部分でありますからどうかわかりませんが、そういう運動はさせていただいております。そうしたらそれができなかったら町でやらないのかと言われると、まだうちの財政状況非常に厳しいですから、私は千歳川というのは、いち南幌町の問題ではないと、ですから国で考えてそういう資料館なり治水館を考えるべきで、いち町が考えるものではないという話し方をしながら、国の方をお願いをしているところであります。

近藤議員 大変前向きなお答えだと思っております。ありがとうございます。終わらせていただきます。

議長 以上で近藤 長一郎君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩をいたします。

(午前11時40分)

(午後1時00分)

議長 日程5 議案第37号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第37号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では議員報酬及び議員期末手当等の減額、臨時事務賃金の追加、大腸がん検診推進事業に伴う経費の追加、給食センター備品購入経費の追加と、歳入では疾病予防対策事業に伴う国庫補助金の追加、西町職員住宅処分に伴う財産売払収入の追加が主な理由であります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは議案第37号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明を申し上げます。11ページをお開き願いたいと思います。1款議会費1項1目議会費、補正額857万9,000円の減額でございます。1節報酬で490万7,000円の減額、3節職員手当等で306万7,000円の減額でございます。それぞれ5月臨時会における条例改正に伴い減額をするものでございます。19節負担金補助及び交付金、交付金といたしまして政務調査費60万5,000円の減額でございます。今年度凍結するものでございます。

次ページに参ります。2款総務費1項1目一般管理費、補正額132万3,000円の追加でございます。4節共済費で雇用保険料2万5,944円の追加、7節賃金で臨時事務賃金129万7,200円の追加、それぞれ臨時事務1名分を追加するものでございます。

3目財産管理費、補正額197万5,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料197万4,400円の追加でございます。本年の大雪により破損いたしました元町の町有住宅、並びに夕張太保育所を修理するものでございます。

4目企画振興費、補正額70万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、新エネルギー実証負担金70万円の追加でございます。ボイラーの実証運転による焼却灰の処理経費を負担するものでございます。

2項2目賦課徴収費、補正額100万円の追加でございます。23節償還金利子および割引料、過年度還付金及び加算金100万円の追加でございます。固定資産税で1件、入力ミスによります多額な還付金が出たため追加するものでございます。なお、還付額につきましては167万4,000円となりますけれども、差額につきましては既定の予算内で対応したいというように考えております。

次ページに参ります。4款衛生費1項2目予防費、補正額76万6,000円の追加でございます。国の新たな事業により40歳から60歳までの5歳おきの男女を対象として大腸がん検診を無料化で実施するもので、半額は国より助成されるものでございます。295名分を見込み計上しております。11節需用費で消耗品費6,562円の追加、印刷製本費で10万3,845円の追加でございます。無料クーポン券の作成経費でございます。12節役務費で通信運搬費9万5,200円の追加、13節委託料で各種検診として36万1,000円の追加でございます。ここでは現物給付分を見込み計上しております。20節扶助費で各種検診20万円の追加でございます。この節では償還払分を見込み計上しております。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額44万5,000円の追加でございます。8節報償費で講師謝礼44万4,444円の追加でございます。スピードスケートの岡崎朋美選手を招き本町の農業のPRと合わせ、小中学生を対象とした講演会を実施す

るための経費を追加するものでございます。

次ページに参ります。7款土木費3項2目公園費、補正額189万円の追加でございます。11節需用費で修繕料189万円の追加でございます。これにつきましても大雪に伴いまして破損しました遊友館のデッキを修理するものでございます。

次ページに参ります。9款教育費3項1目学校管理費、補正額63万円の追加でございます。18節備品購入費で学校管理用備品63万円の追加でございます。中学校の乗用芝刈機とカラープリンターが故障により修理不可能なことから購入をするものでございます。

5項4目給食センター運営費、補正額255万7,000円の追加でございます。11節需用費で消耗品費165万4,000円の追加でございます。食缶を二重断熱食缶に更新するものでございます。修繕料で14万7,000円の追加、搬入物のシャッターを修理するものでございます。18節備品購入費、給食調理用備品75万6,000円の追加でございます。移動調理台、並びに調理用ミキサーを購入するものでございます。なお、調理用ミキサーにつきましては故障により更新するものでございますけれども、その他につきましては学校給食施設の一斉点検に基づく指摘事項を改善するため今回追加をするものでございます。

次に歳入の説明を行います。7ページをお開き願いたいと思います。14款国庫支出金2項2目衛生費国庫補助金、補正額38万3,000円の追加でございます。1節保健衛生費国庫補助金、疾病予防対策事業費等補助金38万3,000円の追加でございます。歳出で説明いたしました大腸がん検診費用の2分の1が補助されるものでございます。

次ページに参ります。16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額386万5,000円の追加でございます。2節建物売払収入386万5,000円の追加でございます。西町4丁目に所有してありました一戸建ての町有住宅を公募により今回売却したものでございます。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額24万円の追加でございます。1節一般寄附金で24万円の追加でございます。南19線西22番地にお住まいの松島勝美様より寄附を頂いたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額178万1,000円の減額でございます。1節財政調整基金繰入金、178万1,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ270万7,000円を追加し、補正額の総額を45億4,476万3,000円とするものでございます。以上で議案第37号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 熊木 恵子君。

熊木議員

資料の12ページの先ほどの説明の中で、2款総務費の財産管理費、修繕料のことなんですけれども、先ほどの説明では大雪で破損してとい

うところと、それから夕張太保育所の修理とありましたが、これは再開するとか何か今後に見通しがあることで修理なのでしょうか、それが1点です。

それから、その下の新エネルギー実証負担金、これは先日も町内視察もしましたし、あと全員協議会の中でも説明があったけれども、今回70万の追加になっていますがこの事業がもっと大きくなってくると、これは今後の見通しとして、もっと大きな予算として出てくるものなのかどうか、そこを伺います。

議 長
総務課長

総務課長。

それでは、まず夕張太保育所の修繕の関係でございます。今回の大雪と、ダクトの凍結によって雪解けした水が施設内に溜まりましてホールの床、及び天井等、破損したところでございます。これについては、そのままにしておきますと、床自体に水がしみ込むという状況の中で修理をさせていただいたものですので、再開等があつての修理ではございません。応急的な措置という修繕でございます。以上でございます。

議 長
まちづくり課長

まちづくり課長。

只今の分の新エネルギーの関係のご質問でございます。せんだって皆様にはご覧いただきましたけれども、今のこの70万円の焼却灰の処分費でございますけれども、今、実証実験中ということで最低限の、見ていただいたように焼却灰が出るものでございますから、現在のところ産業廃棄物扱いということになっております。ただし、先ほどもご説明いたしましたように何とか融雪剤だとか、それとか土壌改良剤だとかということで有効利用していきたいと、当然、稲藁でございますので有害物質ということではなくて、そういう方向に行くものと私達も思っているわけでございますけれども、なにせ今の段階では産業廃棄物という位置付けなものですから、このような予算を講じさせていただきました。今後については、先ほども申し上げましたように有価物として是非、土壌に、農家の生産だとかそういうものに有効利用していくということでございますので、先々を見れば今は結論は出ないものですから、産業廃棄物扱いで処理をいたしますけれども、先を見ると有価物としてそういう処理をしていきたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第37号 平成23年度南幌町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程 6 議案第 38 号 平成 23 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

（朗読する。）

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第 38 号 平成 23 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出では特定健康診査事業費の追加、歳入では普通調整交付金の追加が主な理由であります。詳細につきましては副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは議案第 38 号 平成 23 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を行います。

初めに歳出から説明を申し上げます。9 ページをご覧頂きたいと思っております。8 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費、補正額 23 万 3,000 円の追加でございます。歳入でも説明いたしますけれども、普通調整交付金の追加交付に伴いまして、事務費などの必要経費を追加するものでございます。7 節賃金で臨時事務賃金 19 万 7,400 円の追加、11 節需用費で消耗品費 8,450 円の追加、燃料費で 26,820 円の追加をするものでございます。

次ページに参ります。11 款諸支出金 1 項 1 目一般保険者保険税等還付金、補正額 57 万 1,000 円の追加でございます。23 節償還金利息及び割引料、一般保険者保険税還付金 57 万 1,000 円の追加でございます。一般会計でも説明をいたしました但固定資産税の課税誤りによりまして国保税の資産割でも還付金が発生するため追加するもので、この分の金額が 36 万 300 円となります。併せまして今回、所得更正で 1 件、大口と言いますか 21 万 700 円の還付金が発生したため併せて今回補正をさせていただくものでございます。

次に歳入の説明を行います。7 ページをお開き願いたいと思っております。4 款国庫支出金 2 項 1 目財政調整交付金、補正額 23 万 3,000 円の追加でございます。1 節財政調整交付金、普通調整交付金で 23 万 2,270 円の追加でございます。

次ページに参ります。10 款繰入金 2 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 57 万 1,000 円の追加でございます。1 節財政調整基金繰入金で 57 万 1,000 円の追加、財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 80 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 9 億 9,586 万円とするものでございます。以上で議案第 38 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2 番 佐藤 正一君。

佐藤(正)議員

10ページ、一般保険者保険税還付金で、ちょっと説明では21万円が1件、還付金が大口ということですからけれども、もう少しどういふことなのか詳しく説明してください。

議長
住民課主幹

住民課主幹。

只今のご質問についてお答えいたします。先ほどの副町長からのご説明の方で1件、所得更正による還付金、もう一つについては固定資産税課税誤りによる還付金というご説明がございました。その内21万円の方の還付金でございますが、こちらについては所得更正に伴う還付金ということでこちらの所得更正の内容につきましては、実は平成22年の7月6日、最高裁による遺族が年金方式で受領した生命保険に対する所得税の課税処分を取り消すという最高裁の判決が出ております。いわゆるこちらについては、一つの生命保険で相続税、それから二重に所得税も課せられていたということに訴えがありまして、これに伴う最高裁の判決で、この所得税の課税処分については取り消すという判決が出ております。これに伴いまして本町でも該当者がおりまして、その分の所得更正による還付でございます。以上でございます。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第38号 平成23年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程7 議案第39号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長
議長
町長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、議案第39号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、移送サービス事業の廃止に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは議案第39号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス

等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。別途配布しています議案第39号資料の新旧対照表でご説明いたします。改正する内容は、別表第2条関係で項目の削除でございます。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分です。右の旧条例のサービス制限項目「第19項 町が実施する移送サービス事業の利用に関する事」は移送サービス事業を廃止するため、この項目を削除し第20項から第25項を1項ずつ繰り上げ、左の新条例のサービス制限項目を第19項から第24項に改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日より施行する。以上で一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程8 議案第40号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 只今上程を頂きました、議案第40号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成24年4月1日に設置する「(仮称)南幌町立南幌小学校」の校名を「南幌町立南幌小学校」とするため、本案を提案するものであります。詳細につきましては生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは議案第40号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。前段、本条例改正までの経過等について若干ご説明申し上げます。本年3月、第1回議会定例会におきまして、南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、教育委員会では小学校を統合するために必要な事項、課題等について検討、及び調整を行うため本年4月、委

員19名による南幌町立小学校統合準備委員会を設置し、南幌町立小学校の統合準備について諮問をさせていただいたところでございます。このことから、準備委員会では委員による6つの部会を設置し、所掌事務の協議を行っていただいているところでございます。校名、校歌、校章等につきましては統合後の新しい小学校の基本となることから、総務部会での協議を経て、その結果を全体会議であります準備委員会で報告し了承されたことから、先行して答申をいただいたところでございます。その答申内容についてご説明申し上げます。

まず、統合小学校の校名についてでございます。本町に1校しかない小学校であることから、南幌町立南幌小学校とされたいという答申内容でございます。この選定理由につきましては、校名の選定は、最初に南幌町立小学校統合準備委員会の総務部会で話し合いを行った。その中では、校名については南幌小学校と、きらら小学校という二つの案が出されました。小学校については南幌町に1校となる小学校なので町名と同じようにするのが良いという意見が出された。きらら小学校については、きらきらと輝く児童、学校のイメージがされる。また、きらら街道など馴染みのある名前であるなどの意見が出されたということでございます。この二つの案が出されたことに伴いまして、総務部会ではこの案を一度、各学校に持ち帰り協議してもらうこととし、意見集約をすることといたしました。その後、各学校の意見を持ち寄り、再度、総務部会を行い協議した結果、南幌町に1校しかない小学校となることの見解が多く、総務部会としては南幌小学校としたところでございます。この総務部会の検討結果を受けて、全体会議である準備委員会で協議を行い、校名を南幌小学校としたという経過でございます。

次に、校章、校旗等についてです。校章、校旗等については、現南幌小学校のものを引き継ぐこととされたいという中身でございます。この理由につきましては、校名が南幌小学校となったことから、現南幌小学校の伝統を生かしたものとすること、また、校章、校旗を変更した場合の費用のことも考慮し現南幌小学校のものを引き継ぐこととしたという内容でございます。

次に、校歌でございます。校歌については新たなものを作成することとされたいという中身でございます。この理由といたしましては、今後、新たな学校教育の推進にあたっては意識の高揚を図ると共に、長く引き継がれていくものである。また、過去の統合においても校歌が変更されている。したがって校歌については新しく出来た統合小学校という意識を高めるためにも新しいものを作成することとしたということでございます。なお、作成にあたっては相当の費用負担を予想されますが、できるだけ費用の軽減を図られるように要望するというところでございます。この答申内容を教育委員会、更には町に報告し、今回条例改正が必要な部分で学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を提案させていただいたところでございます。答申の内容には含まれておりませんが、校名、校舎、校訓、この3校の長所と伝統に関したもの

という考えから校名については南幌小学校、校舎については既に議決を頂いておりますが設置場所が美園にあります現みどり野小学校ということでございます。校訓につきましては、夕張太小学校の現校訓を引き継ぐという形の中で確認をされております。

それでは議案第40号の説明をさせていただきます。南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例(平成23年南幌町条例第9号)の一部を次のように改正する。別表(第2条関係)の改正規定中「(仮称)南幌町立南幌小学校」を「南幌町立南幌小学校」に改める。附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 議 町 長
議 長
議 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、岩井淳一氏が平成23年9月30日をもって任期が満了となることから、岩井淳一氏の再任について諮問するため本案を提案するものであります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

日程 10 報告第 4 号 平成 22 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

只今上程を頂きました、報告第 4 号 平成 22 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

報告第 4 号 平成 22 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。それでは、平成 22 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。今回ご報告いたします繰越明許費につきましては、本年 3 月、定例会において既に議決を頂いているものでございます。内容は 2 款総務費 1 項総務管理費、地域活性化対策事業として、きめ細かな交付金事業 8 事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業 4 事業の計 12 事業で翌年度繰越額が 6,371 万 2,000 円でございます。

5 款農林水産業費 1 項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業として青葉地区、他 2 地区事業であります。翌年度繰越額が 2,901 万円あります。いずれの事業も平成 22 年度内の執行ができなかったもので、翌年度に繰り越すものでございます。以上で報告第 4 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第 4 号 平成 22 年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

日程 11 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長

(朗読する。)

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦については、議会推薦の農業委員会委員は 1 人とし、提案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員会委員は1人とし、提案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程12 発議第9号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程13 発議第10号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程14 発議第11号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程15 発議第12号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局
議 長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程16 発議第13号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議長 議員の派遣承認につきましては、只今局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程17 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第15号及び追加日程2 発議第16号の2議案を日程に追加し議題といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第15号及び追加日程2 発議第16号の2議案を追加いたします。

追加日程1 発議第15号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

提出者より提案理由の説明を求めます。6番 佐藤 妙子君。

佐藤(妙)議員 (朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第15号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程2 発議第16号 義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議 長
志賀浦議員
議 長

提出者より提案理由の説明を求めます。10番 志賀浦 学君。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会といたします。

(起立)

どうもご苦労様でした。

(午後 2時05分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

3 番 _____

4 番 _____